

特定非営利活動法人関係事務の案内

【認定（特例認定）申請編】

相 模 原 市

この法人制度の事務は、市民協働推進課が行っています。
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市役所第2別館4階
電 話 042-769-8226（直通）
FAX 042-754-7990

この冊子の内容及び様式は、
市ホームページでも提供しています。



令 和 7 年 8 月 発行

口書類の提出等の窓口について

- 特定非営利活動法人が行う認証及び認定・特例認定の申請・各種届出等の提出については所轄庁が窓口になります。

相模原市内のみに事務所を置く法人については、相模原市が所轄庁となり、相模原市に主たる事務所を置き、市外に従たる事務所を置く場合には神奈川県が所轄庁となります。

相模原市内に主たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁

主たる事務所の所在地	従たる事務所の所在地	所轄庁
相模原市	相模原市内のみ	相模原市
	従たる事務所なし	
	相模原市外	神奈川県

※神奈川県内の所轄庁(神奈川県・横浜市・川崎市)情報については裏表紙内側をご覧ください。

- この冊子では、相模原市への提出、届出、申請等についてご案内します。
都道府県及び他政令市への提出、届出等については、各自治体のホームページ等でご確認ください。

＜略 称 一 覧＞

本事務の案内では、次の略称を使用しています。

- 法 … 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
旧 法 … 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 条）による改正前の特定非営利活動促進法
法 令 … 特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
法 規 … 特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
条 例 … 相模原市特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年相模原市条例第 7 号）
規 則 … 相模原市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則（平成 24 年相模原市規則第 61 号）
NPO 法人 … 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
認定 NPO 法人 … 特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定 NPO 法人 … 特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定 NPO 法人等 … 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁 … 特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
措 法 … 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措 令 … 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措 規 … 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
法人法 … 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
法人令 … 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
法人規 … 法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
所 法 … 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
所 令 … 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
所 規 … 所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
相 規 … 相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
組登令 … 組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
行手法 … 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
（法・条例・規則等については、令和 7 年 4 月 1 日現在のものを掲載しています。）

目 次

I 認定NPO法人制度の概要	1
II 申請手続及び基準	5
1 申請手続から認定まで	5
2 認定、特例認定を受けるための申請手続	6
(1) 認定を受けようとする場合	6
(2) 特例認定を受けようとする場合	7
(3) 所轄庁による認定等の通知	7
(4) 認定等の失効	7
参考（実績判定期間）	9
3 認定等の基準の概要	12
(1) 認定の基準の概要	12
(2) 欠格事由の概要	14
4 認定等の基準	15
5 欠格事由	31
6 認定NPO法人等の税制上の措置	33
7 確認書類の事例	38

I 認定NPO法人制度の概要

□ 制度の目的

○ 認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上の優遇措置として設けられた制度です。以前は国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成23年法改正により平成24年4月1日から所轄庁が認定を行う新たな認定制度として創設されました。

また同時に、スタートアップ支援のため、設立後5年以内のNPO法人を対象とする、仮認定NPO法人（※）制度も導入されました。

※平成29年4月1日から、仮認定NPO法人は特例認定NPO法人という名称に改められました。

□ 定義

○ 認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含む。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます（法2③、44①）。

○ 特例認定NPO法人とは、設立の日から5年を経過しないNPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき、所轄庁から一定の基準（パブリック・サポート・テストを除く。）に適合したものとして、税制上の優遇措置が認められる特例認定を受けたNPO法人をいいます（法2④、58①）。

□ 認定NPO法人等の比較表

○ 認定NPO法人と特例認定NPO法人の制度を比較すると次のような違いがあげられます。

	認定NPO法人	特例認定NPO法人
要件	欠格事由に該当せず、認定基準を満たしていること	欠格事由に該当せず、パブリック・サポート・テストを除く認定基準を満たしていること
有効期間	認定を受けた日から5年間	特例認定を受けた日から3年間
更新	可 ※認定期間満了の日の6か月前から3か月前までの間に更新申請が必要	不可
対象 NPO法人	法人成立後1年を超えた、すべてのNPO法人	法人成立後1年を超えた、設立から5年以内のNPO法人
税制優遇	①寄附をした個人が寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人が特別損金算入額の範囲内で損金算入ができる ③相続人が相続財産を寄附した場合、その価額を相続税の課税対象から除外できる ④認定NPO法人が行う収益事業のうち、収益事業以外の特定非営利活動事業に支出した金額を寄附とみなし、損金算入できる	①寄附をした個人が寄附金控除を受けられる。 ②寄附をした法人が特別損金算入額の範囲内で損金算入ができる ※③④は対象外

□ 認定等の基準

○ 認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法 45、59）。

① パブリック・サポート・テスト（PST）のいずれかに適合すること（特例認定NPO法人は除く。）

- ・相対値基準・・・収入金額に占める寄附金等の割合が5分の1以上である
- ・絶対値基準・・・年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上である
- ・条例指定・・・事務所のある自治体で条例により個別指定を受けている

② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること

共益的な活動とは、特定非営利活動に係る事業に充てるために行う事業、構成員（会員）のみというような一部の人限定して行う活動を言います。

③ 運営組織及び経理が適切であること

④ 事業活動の内容が適正であること

⑤ 情報公開を適切に行っていること

⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること

⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

（注）上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除く。）、欠格事由（法 47）に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることはできないこととなります。

□ 欠格事由

○ 次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定（特例認定）を受けることができません（法 47）。

① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 暴力団又はその構成員等

② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人

③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人

⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人

⑥ 暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

□ 認定等の有効期間等

○ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法 51①）。

○ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法 60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新（特例認定に更新はありません。）を受ける必要があります（法 51②）。

□ 認定NPO法人等にのみ必要な申請・届出

- 認定NPO法人等は、通常のNPO法人の申請及び届出以外に必要なものがあります。

前事業年度の役員報酬又は職員の給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細などを記載した書類、他団体への助成金の支給実績を記載した書類など

□ 認定NPO法人等の情報公開

- すべてのNPO法人は、事業報告書等、役員名簿、定款等をすべての事務所に備え置き、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させる義務があります（法28）。
- 認定NPO法人等は、これらの書類及び認定申請書の添付書類、役員報酬又は職員の給与の支給に関する規程、収益の明細などを記載した書類、助成金の支給実績を記載した書類などをすべての事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、誰に対してもこれをその事務所において閲覧させなければなりません（法52④・54）。

□ 認定NPO法人等の税制優遇

- 認定NPO法人等になると税制優遇を受けることができます。

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三・四、314の7①三・四）。

ロ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法66の11の2②）。

ハ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

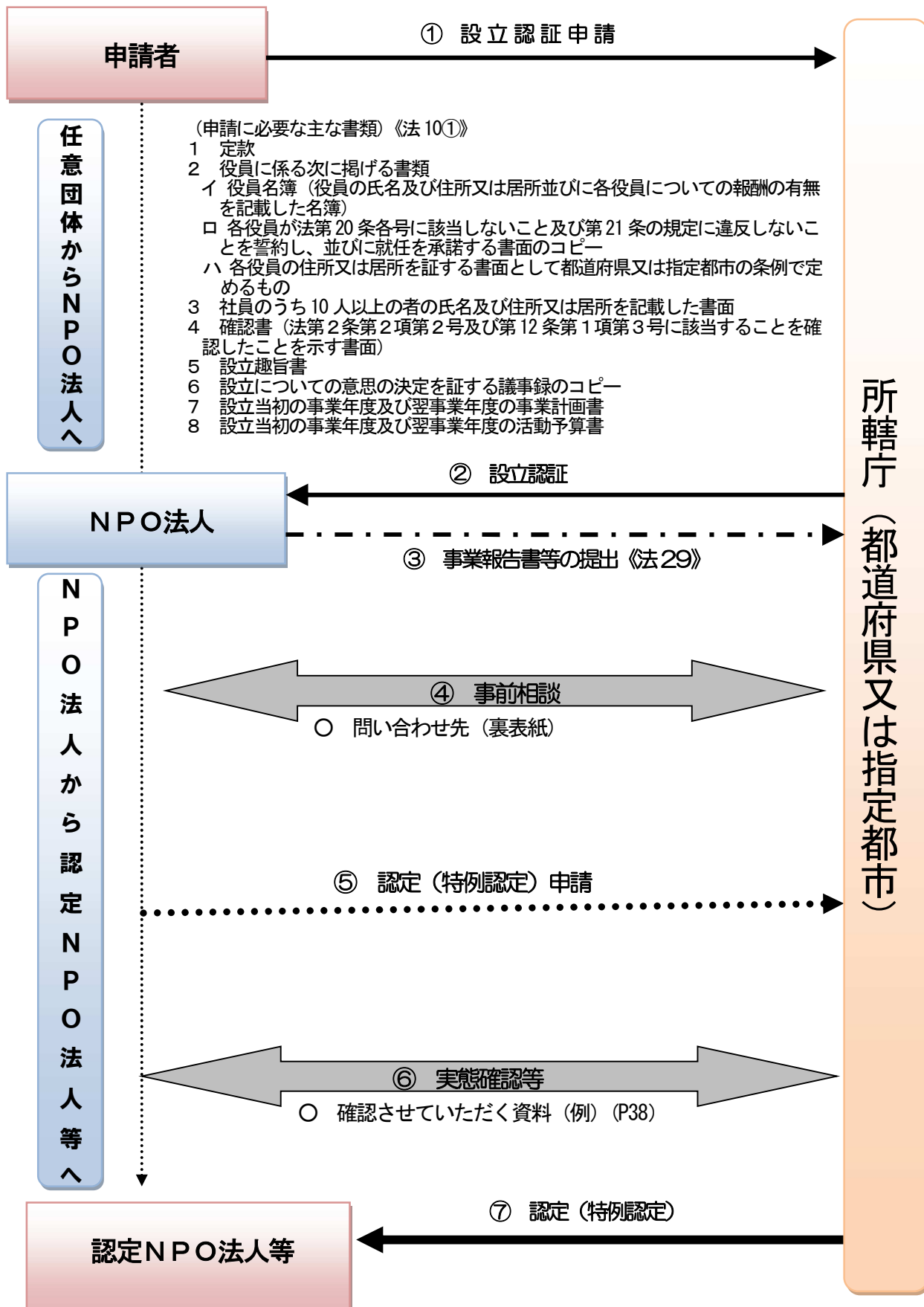
相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（特例認定NPO法人は適用しない。措法70⑩）。

② 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用しない。措法66の11の2①）。

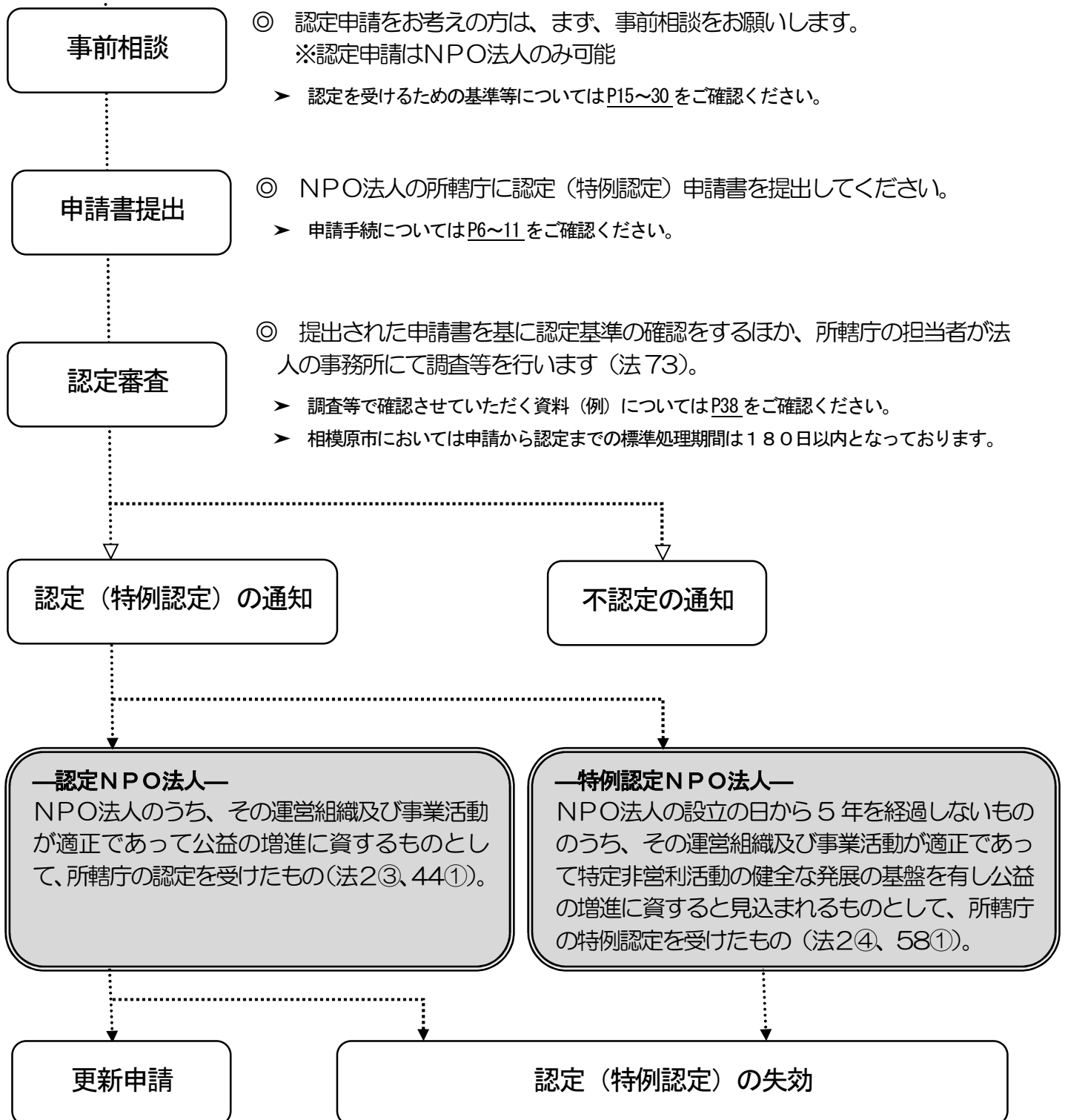
Ⅱ 申請手続きに入る前に

1 認定NPO法人等になるまでのフロー



Ⅱ 申請手続及び基準

1 申請手続から認定まで



◎ 認定NPO法人の認定期間は、認定された日から5年間です。

◎ 特例認定NPO法人の特例認定期間は、特例認定された日から3年間です。
特例認定に更新制度はありません。

2 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

(1) 認定を受けようとする場合

イ 認定を受けようとするNPO法人は、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります（法44②）。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注） 実績判定期間とは、認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③）。

詳しくは、P9「参考（実績判定期間）」を参照してください。

- ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

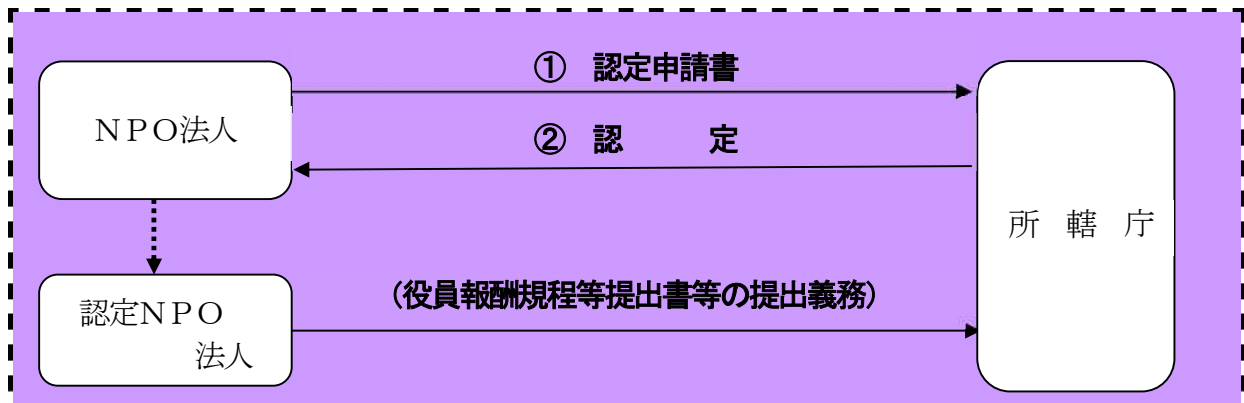
（注） 認定の各基準についてはP15～30を、欠格事由についてはP31をご覧ください。

- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（法45①ハ）。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（法51②）。



(2) 特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定を受けようとするNPO法人は、次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります（法44②、58②）。

① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注1） 特例認定の各基準及び欠格事由については、パブリック・サポート・テストを除く認定等の基準の概要（P12、13）をご覧ください。

（注2） 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、58②）。詳しくは、P9を参照してください。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 特例認定の申請ができるNPO法人は、次の掲げる基準に適合する必要があります（法45①ハ、59一～三）。

① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること

② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること

③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定NPO法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います（法61①四）。

(3) 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知します。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知します（法49①、51⑤、62）。

(4) 認定等の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法57①、61）。

① 認定等の有効期間が経過したとき（法51④の場合にあっては、更新拒否処分されたとき）

② 認定NPO法人等が認定NPO法人等でないNPO法人と合併をした場合、その合併が法63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）

③ 認定NPO法人等が解散したとき

④ 特例認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定NPO法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法57②）。

《参 考》

1 認定NPO法人等の名称等の使用制限

認定NPO法人等でない者は、その名称又は商号中に認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定NPO法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（法50①②、62）。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（法78二～五）。

2 標準処理期間

相模原市では所轄庁に認定申請をしてから認定（特例認定）までの標準処理期間は180日以内です。

3 認定の公示

所轄庁は、認定NPO法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております（法49②、51⑤、62）。

（公示事項）

- ① 認定NPO法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定NPO法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法53②、62）。

- ⑥ 上記（公示事項）①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記（公示事項）③、⑤に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

4 協力依頼

所轄庁は、NPO法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法73）。この規定により、所轄庁が認定申請中のNPO法人や認定NPO法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために調査を実施することがあります。

参 考（実績判定期間）

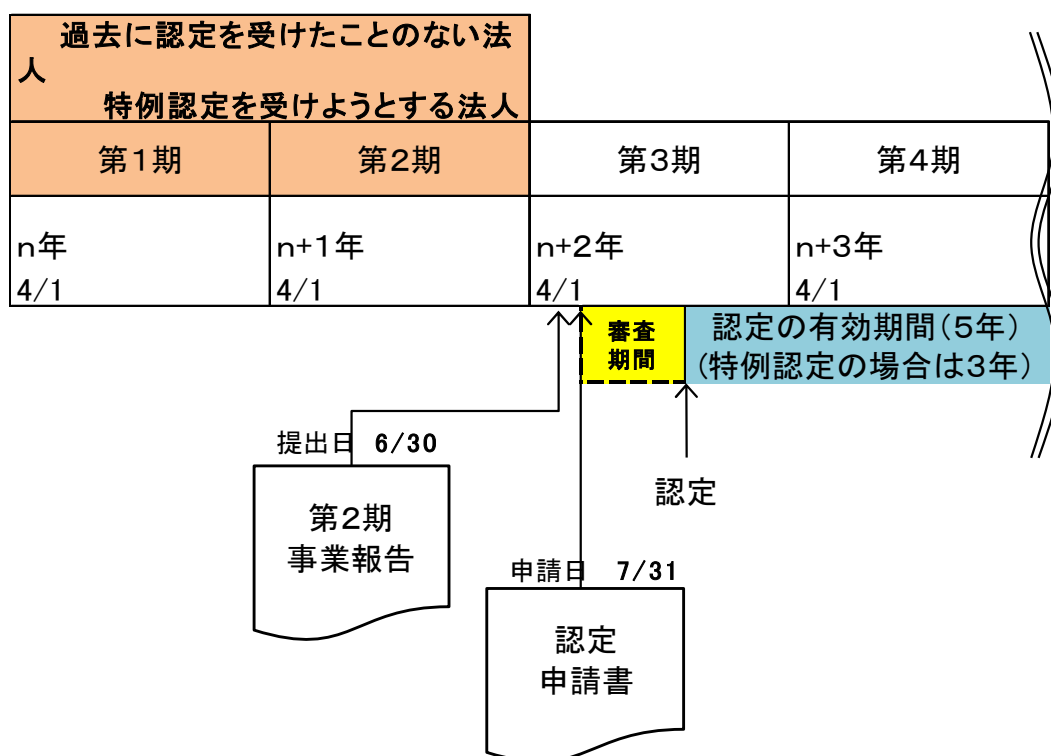
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法44③、51⑤、58②）。

【具体例1】《新規で認定申請を行う場合》

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は2年間となります。実績判定期間は次表のとおりとなります。

➤事業年度	4月1日～翌年3月31日
➤事業報告書等の所轄庁への提出日	令和6年6月30日
➤申請書を提出した日	令和6年7月31日
➤実績判定期間	令和4年4月1日（第1期、令和4年度） ～令和6年3月31日（第2期、令和5年度）

実績判定期間算出例 （n年=令和4年）



実績判定期間は、令和4年4月1日（第1期）から令和6年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

【具体例2】《特例認定NPO定法人が、特例認定有効期間中に認定申請をする場合》

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュール及び実績判定期間は、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : 令和6年6月30日

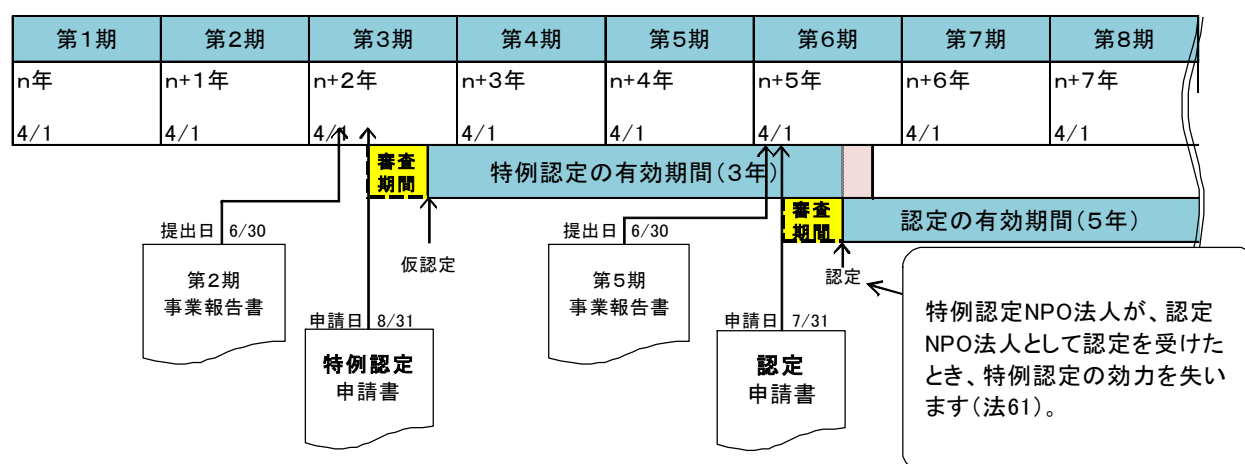
特例認定の申請

- 特例認定申請書の提出日 : 令和6年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : 令和4年4月1日（第1期、令和4年度）
～令和6年3月31日（第2期、令和5年度）
- 特例認定の有効期間 : 令和6年12月16日（当初認定日）～令和9年11月15日

認定の申請

- 認定申請書の提出日 : 令和9年7月31日
- 認定申請に係る実績判定期間 : 令和7年4月1日（第4期）～令和9年3月31日（第5期）
- 認定の有効期間 : 令和9年11月16日（当初認定日）～令和14年11月15日

実績判定期間算出例（n年=令和4年）



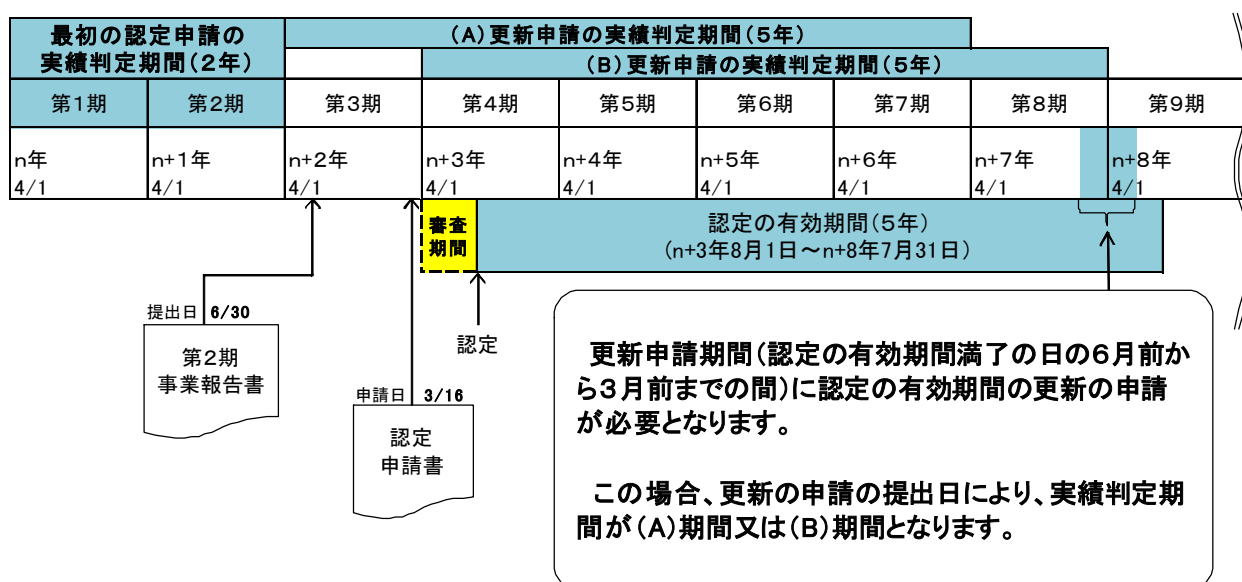
【具体例3】《認定NPO法人が認定更新申請をする場合》

認定NPO法人が認定の更新を希望する場合、認定の有効期間満了日の6月前から3月前までの間に更新申請を行う必要があります。

この場合のタイムスケジュール及び実績判定期間はおおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : 令和6年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : 令和7年3月16日
- 認定の有効期間 : 令和7年8月1日～令和12年7月31日
- 更新申請期間 : 令和12年1月31日～令和12年4月30日
- 実績判定期間 : 更新申請期間中の申請時期により変わります
詳細はケースAとBをご覧ください

実績判定期間算出例 (n年=令和4年)



ケースA：更新申請期間中の令和12年1月31日～同年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合

- 実績判定期間：令和6年4月1日（第3期）～令和11年3月31日（第7期）
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

ケースB：更新申請期間中の令和12年4月1日～同年4月30日の間に更新の申請書を提出する場合

- 実績判定期間：令和7年4月1日（第4期）～令和12年3月31日（第8期）
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。

3 認定等の基準の概要

(1) 認定の基準の概要

認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細についてはP15以降を参照してください。

(1) パブリック・サポート・テスト(PST) ※次のいずれかに該当すること	
広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること	
PSTの種類	内容
相対値基準	実績判定期間において、経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が5分の1以上である (注) 小規模法人に該当するNPO法人は、小規模法人の特例を適用するか否か選択することができます。特例の詳細、小規模法人の定義等につきましてはP15を参照してください。
絶対値基準	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上である (注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 (注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 (注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。 (注4) 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。
条例個別指定	都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人(指定NPO法人)である
(2) 活動の対象	
実績判定期間における事業活動のうち、共益的な活動の占める割合が50%未満であること	

(3) 運営組織及び経理
次のいずれの基準にも適合していること ① 役員総数のうち、役員並びに役員と親族関係を有する者等で構成されるグループの占める割合が3分の1以下であること ② 役員総数のうち特定の法人の役員または使用人等で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が3分の1以下であること ③ 各社員の表決権が平等であること ④ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている、または、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存していること ⑤ 不適正な経理を行っていないこと
(4) 事業活動
次のいずれの基準にも適合していること ① 宗教活動、政治活動、選挙活動等を行っていないこと ② 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと ③ 実績判定期間において、特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上であること ④ 実績判定期間において、受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること
(5) 情報公開
次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること ① 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ② 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ④ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ⑤ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項、その他一定の事項等を記載した書類 ⑥ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類
(6) 事業報告書等の提出
各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること
(7) 不正行為等
法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと
(8) 設立後の経過期間
認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること
(9) 設立の日からの経過期間 ※特例認定のみ
特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること
(10) 過去の認定等の有無 ※特例認定のみ
過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと

実績判定期間中に適合する必要がある基準は次のとおりです。

(1) の相対値基準、(1) の絶対値基準、(2)、(4) の③と④

実績判定期間及び認定・特例認定時まで適合の必要がある基準は次のとおりです。

(3)、(4) の①と②、(5)、(6)、(7)

認定申請時まで効力が生じている必要がある基準は次のとおりです。

(1) の条例個別指定

※ 実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5) の②～⑥の基準は除きます(法45①九)。

※ 認定又は特例認定を受けた後に(3)(4) の①と②、(7) の基準に適合しなくなった場合、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます(法67②)。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません(法47、62)。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細についてはP31をご覧ください。

(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある
NPO法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある
① 認定又は特例認定の取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO法人又は当該特例認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
③ 法、若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
④ 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から5年を経過していない
認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している
NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている
国税又は地方税の滞納処分の執行がされている、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない
国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人
(6) 次のいずれかに該当する
NPO法人が次のいずれかに該当する
① 暴力団
② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

4 認定等の基準

認定NPO法人としての認定を受けるためには、次の（１）～（８）の認定基準に適合する必要があります（法45①、法令１～５）。

（１）パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準【第１号基準】

パブリック・サポート・テストの基準判定にあたっては、次の①相対値基準、②絶対値基準、③条例個別指定基準のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること（法45①イ、法令１）。

なお、相対値基準の場合、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の４つのケースに分かれます。

項 目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	算入しない場合	《算式１》原則	《算式２》小規模法人の特例
	算入する場合	《算式３》 国の補助金等を算入する場合 (小規模法人の特例適用なし)	《算式４》 国の補助金等を算入する場合 (小規模法人の特例適用あり)

小規模法人の特例

次の要件を満たす小規模法人であれば、簡易な計算式によるパブリック・サポート・テストを選択できます（法45②、法令３）。

小規模法人の特例を適用した場合、少額な寄附金や、匿名の寄附金を分母・分子に含めることができ、役員が寄附者の場合にも、親族合算の必要がありません。

なお、小規模法人の特例を適用するか否かはNPO法人の選択になります。

小規模法人の要件

- ①実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満
- ②実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員又は社員を除く。）の数が50人以上

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

$$\begin{array}{l} \text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \\ 3,000\text{円以上である寄附者(役員、社員除く)の数} \end{array} \geq 50\text{人}$$

国の補助金等

国等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」という。）をいいます。

なお、国の補助金等を算入するか否かはNPO法人の選択になります。

《算式1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額（受入寄附金総額 - □の金額 + ハの金額）}}{\text{経常収入金額（総収入金額 - イの金額）}} \geq \frac{1}{5}$$

実績判定期間における総収入金額から「イの金額」を控除した金額のうちに、受入寄附金総額から「□の金額」を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに「ハの金額」を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であることが基準です（法45①－イ（1）、法令1）。

【経常収入金額とは？】

経常収入金額とは、総収入金額から次の金額を控除した金額（「イの金額」）をいいます。

「イの金額」⇒次に掲げる金額の合計額（法45①－イ（1）、法規5）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法令に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている負担金額
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

（注1） 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

【寄附金等収入金額とは？】

寄附金等収入金額とは、受入寄附金総額から□の金額を控除した金額及び△の金額を加算した金額をいいます。

(注2) 受入寄附金総額とは、活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金・補助金・賛助会員費の合計額です。ただし、助成金・補助金・賛助会員費は対価性のないもののみが対象となり、又、国の補助金等の金額は含まれません。

□の金額 ⇒次に掲げる金額の合計額（法45①ーイ(2)、法規6、7）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち「一者当たり基準限度超過額」に相当する金額

同一の者からの寄附金の合計額のうち受入寄附金総額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、寄附者が特定公益増進法人、認定NPO法人の場合は、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の50を超える部分の金額となります（法規6）。

【基準限度超過額の算式】

【通常の算出】

$$\boxed{\text{同一の者からの寄附金}} - \boxed{(\text{受入寄附金総額} \times 10\%)} = \boxed{\text{基準限度超過額}}$$

【寄附者が特定公益増進法人、認定NPO法人である場合の算出】

$$\boxed{\text{同一の法人からの寄附金}} - \boxed{(\text{受入寄附金総額} \times 50\%)} = \boxed{\text{基準限度超過額}}$$

- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円未満のものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金

(注3) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法45①ーイ、法規7）。

(注4) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

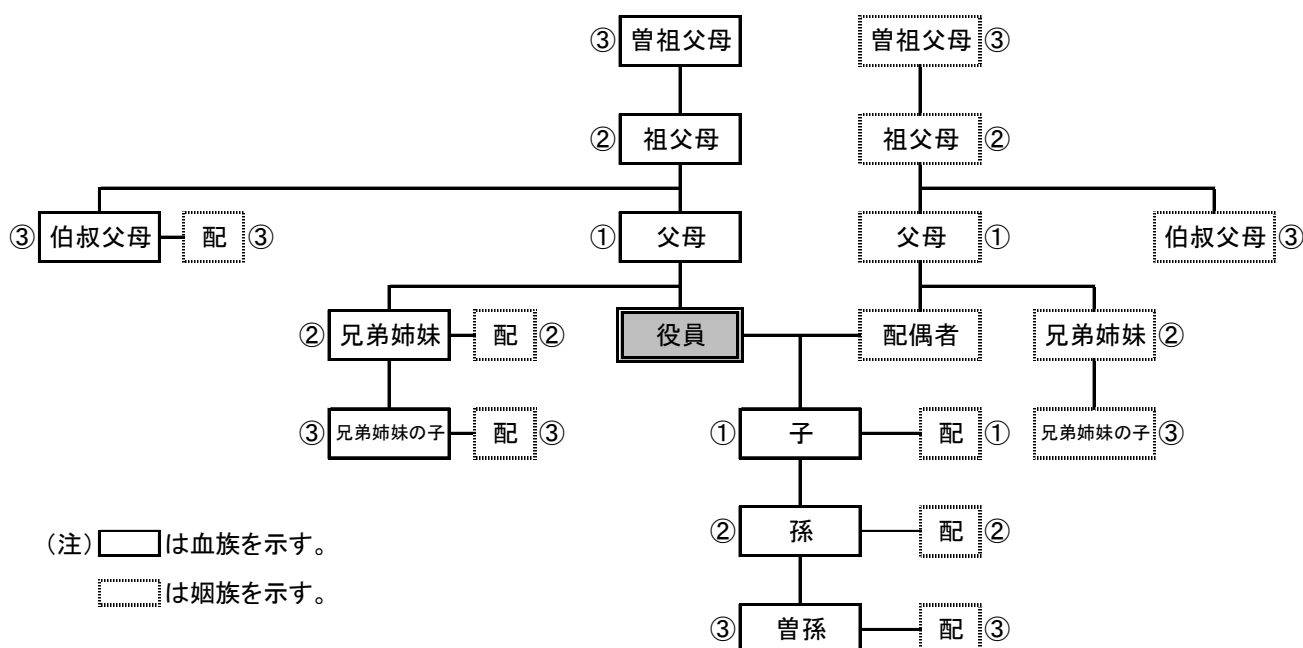
役員と「特殊の関係」とは次の関係をいいます（法規4二、16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- ※ 生計を一にしている関係とは、日常生活の資を共通にしている者をいい、同居していなくても、仕送り等により日常生活の資を共通している場合も該当します。

【役員等から寄付金があった場合の算式】

$$\boxed{\text{役員Aからの寄附金 (5,000円)}} + \boxed{\text{Aの父からの寄附金 (5,000円)}} \\ = \boxed{\text{役員A 1人からの10,000円の寄附金とみなす}}$$

《3親等以内の親族図》



ハの金額 (法45①ーイ(3)、法規4)

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（P23 参照）を乗じて計算した金額をいう。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額 — 口の金額 を限度とする。）

(注5) 社員から受け入れた会費（次の条件を満たしたものに限る（法規4））

- ① 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められている
- ② 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除く。「特殊の関係」については、口の金額（注4）と同様です。）の数が20人以上である

【加算の算式】

【加算金額の算出】

$$\text{社員会費の合計} - \text{共益的な活動等に係る部分の金額} = \text{加算金額} \leq \left[\begin{array}{c} \text{ただし} \\ \text{加算金額上限額} \end{array} \right]$$

【共益的な活動等に係る部分の金額とは】

$$\text{社員会費の合計額} \times \text{事業活動に占める共益的な活動の割合} = \text{共益的な活動等に係る部分の金額}$$

【加算金額上限の金額とは】

$$\text{受入寄附金総額} - \text{口の金額（寄附金等収入金額控除額）} = \text{加算金額上限額}$$

(注6) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（P23の「事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合」をいう。）を乗じた金額をいいます。

《算式2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{木の金額} + \text{への金額}}{\text{総収入金額} - \text{二の金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）小規模法人の要件（P29 参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

実績判定期間における、総収入金額から二の金額を控除した金額のうちに、受入寄附金総額から木の金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにへの金額を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であることが基準です（法令5②）。

二の金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①－イ(1)、法令5②一、法規5、25②）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法令に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている負担金額
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 休眠預金等交付金関係助成金

（注7） ここに掲げるものは、《算式1》のイの金額の①～⑤及び⑧と同一です。

木の金額 （法45①－イ(2)、法令5②二、法規6）

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額
- ② 休眠預金等交付金関係助成金

（注8） これは《算式1》の口の金額の①と同一です。小規模法人の特例を選択適用する場合には、《算式1》原則の場合と異なり、口の金額の②と③の控除や、役員が寄附者である場合に行う、いわゆる親族合算（注4参照）は必要ありません。

（注9） 「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の（注3）をご参照ください。

への金額 （法令5②、法規4、25①）

社員から受け入れた会費（次の条件を満たしたものに限る（法規4））

- ① 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められている
- ② 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除く。「特殊の関係」については、口の金額（注4）と同様です。）の数が20人以上である

（注10） これは《算式1》のハの金額と同一です。

《算式 3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

「寄附金等収入金額」及び「経常収入金額」については《算式 1》（P16）を参照

国の補助金等を受け入れているNPO法人は、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令5①）。

ただし、分子に算入する国の補助金等の額（チの金額）は、受入寄附金総額からロの金額（P17 参照）を控除した金額が限度となります（分母には、国の補助金等の金額（トの金額）を算入する。）。

トの金額（法令5①）

国の補助金等の金額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額（法令5①）

- ① 国の補助金等の金額
- ② 受入寄附金総額からロの金額（P31 参照）を控除した金額

《算式 4》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり））

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{木の金額} + \text{への金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{二の金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

二の金額、木の金額及びへの金額については、P19 を参照

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けているNPO法人は、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令5③）。

ただし、分子に算入する国の補助金等の額（リの金額）は、受入寄附金総額から木の金額を控除した金額が限度となります（分母には、国の補助金等の金額（トの金額）を算入します。）。

トの金額（法令5③）

国の補助金等の金額

リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額（法令5③）

- ① 国の補助金等の金額
- ② 受入寄附金総額から木の金額を控除した金額

② 絶対値基準 《算式5》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（法45①-ロ、法令2、法規9）。

寄附金の定義

① 寄附金を支出する側に任意性があること

寄附者自身が、寄附をするかしないか、寄付金額をいくらにするかを自由に決めることができることをいいます。

② 寄附したことによる直接の反対給付（対価性）がないこと

寄附金を支出した代わりに、一般に流通するような商業的価値を持つ物品やサービスなどを受け取らないことをいいます。

ただし、NPO法人が、寄附者に対してお礼状や無料の会報誌などを送付する場合は、反対給付に該当しません。

寄附者の数え方

① 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな者のみを数えます。

② 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

③ 寄附者が、当該NPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は寄附者数に含めません。

※ 生計を一にしている関係とは、日常生活の資を共通にしている者をいい、同居していなくても、仕送り等により日常生活の資を共通している場合も該当します。

実績判定期間の月数の数え方

月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

《算式5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{ 人}$$

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

③ 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限る。）。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

認定申請時期

認定申請書を提出する日の前日において、当該NPO法人が指定された条例の効力が生じている必要があります。

この条例の効力が生じるとは、地方自治法第16条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人とは

条例個別指定基準を満たすためには、条例を施行した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人でなければなりません。

したがって、条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有さない場合には、他のPST（絶対値基準又は相対値基準）を満たす必要があります。

なお、事務所とは、定款において定められた事務所をいい、主たる事務所か従たる事務所かは問いません。

条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです（当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限る。）（法45①一八、地方税法37の2①四、314の7①四）。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(2) 活動の対象に関する基準【第2号基準】

実績判定期間における事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合が50%未満である必要があります。

上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により、その事業活動のうちに次のイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（法規10）。

実績判定期間における

イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動	} の事業活動に占める割合 < 50%
ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動	
ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動	
ニ 特定の者の意に反した活動	

《算式》 事業活動に占める共益的な活動の割合

$$\frac{\text{事業活動に占める共益的な活動}}{\text{すべての事業活動に係る金額等}} = \text{事業活動に占める共益的な活動の割合} < 50\%$$

(注) すべての事業活動に係る金額とは、活動計算書の特定非営利活動及びその他の事業に係る事業費の合計金額をいいます。なお、この金額による計算のほか、「従事者の作業時間数」等合理的な指標を用いて算定することもできます。

実績判定期間における事業活動のうちに共益的な活動の占める割合が50%未満であること（法45①二）。

【共益的な活動とは】

イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動

会員又はこれに類する者（NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます（以下「会員等」という。））に対する資産の譲渡や貸付け、サービスの提供を行うこと（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他対象が会員等である活動です。なお、資産の譲渡等のうち、「対価を得ないで行われるものその他一定のもの」は除きます。

会員に類する者 ⇒ 次に掲げる者（法規11）

- ① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- ② 当該申請に係るNPO法人の役員

NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者 ⇒ 次の者（法規12）

NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます。

その他一定のもの ⇒次に掲げるもの（法規 13）

- ① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね 10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（②において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等から得て行うもの
 - ② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第 4 条第 1 項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
 - ③ 法別表第 19 号に掲げる活動又は同表第 20 号の規定により同表第 19 号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等（※ 1）が参加しているものに限る。）に対する助成
- ※ 1 旧民法法人（※ 2）のうち、特定公益増進法人の認定の有効期間内のものを会員等とする場合を含みます（法規附則 3 ④）。
- ※ 2 旧民法法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 38 条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第 34 条の規定により設立した法人をいいます。

ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動

会員等を対象とする活動で、便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動です。なお、上記「その他一定のもの③に掲げる活動」及び「会員等に対する資産の譲渡等」を除きます。

また、都道府県又は市区町村から条例個別指定を受けたNPO法人の場合は、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

特定の範囲の者 ⇒次の者（法 45①二ロ、法規 15）

- ① 会員等
 - ② 特定の団体の構成員
 - ③ 特定の職域に属する者
 - ④ 特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者
- 「特定の地域」とは、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動

特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動です。

二 特定の者の意に反した活動

特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動です。

(3) 運営組織及び経理に関する基準【第3号基準】

実績判定期間以降において、次のイ～ホのいずれにも適合していることが必要です。

イ 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合が3分の1以下であること

ロ 役員総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合が3分の1以下であること

ハ 各社員の表決権が平等であること

ニ 会計について

公認会計士等の監査
を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、
帳簿の保存を行っていること

ホ 不適正な経理を行っていないこと

《算式》 イ 親族関係 及び ロ 役員又は使用人等について

イ

役員のうち親族関係を有する者等で構成する
最も大きなグループの人数

役員の総数

$\leq \frac{1}{3}$

ロ

役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で
構成する最も大きなグループの人数

役員の総数

$\leq \frac{1}{3}$

※ 最も大きな（イ）の親族グループ又は（ロ）の法人グループの算定方法は次のとおりです。仮に、複数の親族グループが存在する場合であっても、これを合算して算定する必要はありません。

（イの計算例）

- ・ 役員の数・・・20名
- ・ 役員Aさんの親族グループ・・・4名
- ・ 役員Bさんの親族グループ・・・3名

※他には、親族グループも法人グループも存在しません。

この場合、（4名＋3名）÷20名という計算式ではなく、4名÷20名（1/5） $\leq$ 1/3 となります。

その運営組織及び経理に関して上記イ～ホに掲げる基準を満たしていること（法45①三）。

イ 役員の総数のうち、「役員」並びに「その配偶者及び3親等以内の親族」（以下「親族関係を有する者」）並びに「役員と特殊の関係のある者」の数の占める割合が3分の1以下であること

ロ 役員総数のうち、「特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者」並びに「これらの者と親族関係を有する者」並びに「これらの者と特殊の関係のある者」の数の占める割合が3分の1以下であること

※ NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます（法規19）。

特殊の関係 ⇒次に掲げる関係（法規16）

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ ①又は②に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

一定の関係のある法人

一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」という。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」という。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（法規17）。

- ① 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- ② 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

ハ 各社員の表決権が平等であること

ニ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（法規20）

青色申告法人の帳簿書類の保存 ⇒次のいずれも満たしていること

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づいて決算を行うこと（法人規53）
- ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること（法人規54、同別表20）
- ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること（法人規55）
- ④ たな卸表を作成すること（法人規56）
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること（法人規57、同別表21）
※NPO法上の活動計算書を作成していれば、損益計算書は作成していることと取り扱っても差し支えありません。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること（法人規59）

ホ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（法規21）

(4) 事業活動に関する基準【第4号基準】

実績判定期間において次のイ～ホのいずれにも適合していることが必要です（イ及びロについては、実績判定期間中以降において適合している必要があります）。

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること

《算式》 ハ 事業費に占める割合 及び ニ 寄附金充当割合について

ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

その事業活動に関し、イ～ニに掲げる基準を満たしていること（法45①四）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること

特殊の関係 ⇒次に掲げる関係（法規16、22）

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ ①又は②に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

一定の基準 ⇒次に掲げる基準（法規 23）

- ① 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと
- ② 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと
- ③ 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと
- ④ 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

活動計算書の経常費用の勘定科目に「ボランティア評価費用」「施設等評価費用」等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

また、この割合を事業費以外の指標によって算定した場合、その算定した割合が合理的であると所轄庁が認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます（法規 24）。

この場合、申請時に指標の根拠となる説明資料の添付を求めることがあります。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること

活動計算書における経常収益中に「ボランティア受入評価益」「施設等受入評価益」等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、受入寄附金の合計額から控除します。

(5) 情報公開に関する基準【第5号基準】

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ④ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類
- ⑤ 内閣府令で定める書類
- ⑥ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（法45①五）。

	閲覧書類
イ	①事業報告書等（事業報告書、計算書類等（活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録）、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）②役員名簿 ③定款 ④認証に関する書類の写し ⑤登記に関する書類の写し（法28①②）
ロ①	各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法44②二）
ロ②	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法44②三）
ロ③	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
ロ④	前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類（法54②三） <u>内閣府令で定める事項</u> ⇒次に掲げるもの（法規32①） ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 - ロ 役員等との取引 ④ 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日
ロ⑤	内閣府令で定める書類（法54②四） <u>内閣府令で定める書類</u> ⇒次に掲げる書類（法規32②） ① 第3号基準、第4号基準、第5号基準並びに第7号基準に適合している旨を説明する書類 ② 欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類
ロ⑥	助成の実績及び200万円を超える海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類（法54③）

(6) 事業報告書等の提出に関する基準【第6号基準】

各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること

《提出期限》 事業年度が4月1日～翌年3月31日までの場合

事業年度末
3月31日



事業報告書等提出期限
6月30日

実績判定期間以降において提出期限を超えて提出した時がある場合は申請ができません。

法第28条第1項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第29条の規定により提出していること（法45①六）。

(7) 不正行為等に関する基準【第7号基準】

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法45①七）。

(8) 設立後の経過期間に関する基準【第8号基準】

認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（法45①八）。

特例認定NPO法人としての特例認定を受けるためには、上記（2）～（8）の認定基準に加え、次の（9）及び（10）の認定基準に適合する必要があります（法59）。

(9) 設立の日からの経過期間に関する基準【特例認定のみ】

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること（法59①二）

(10) 認定又は特例認定の有無に関する基準【特例認定のみ】

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（法59三）

5 欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法 47）

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ③ 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定等の取消の日から 5 年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する NPO 法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

欠格事由のいずれかに該当する NPO 法人は、認定等又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法 47）。

イ NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合（役員の欠格事由）

- ① 認定 NPO 法人等が認定等を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等^(注2)

（注 1）「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）若しくは第 247 条（背任）をいいます。

（注 2）「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。

ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない

ハ NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない

認定等及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。

(注1) 従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない

ヘ 次のいずれかに該当する

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

6 認定NPO法人等の税制上の措置

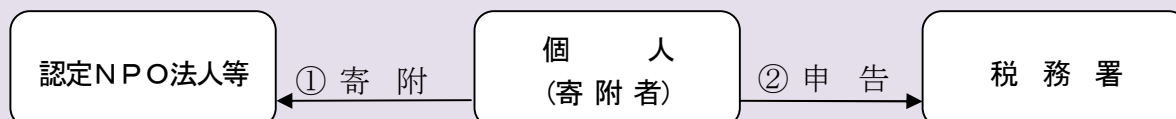
認定NPO法人等にかかる税制上の措置とは、次の4つをいいます。

税法上の優遇措置	
①個人が認定NPO法人等へ寄附をした場合 (P33, 34 参照)	②法人が認定NPO法人等へ寄附金をした場合 (P35 参照)
③相続人等が認定NPO法人へ相続財産等を寄附した場合 (P36 参照)	④認定NPO法人のみなし寄附金制度 (P37 参照)

① 個人が認定NPO法人等へ寄附をした場合

<所得税>

個人が、認定NPO法人等に対して特定非営利活動に係る事業に関する寄附をした場合は特例寄附金に該当し、所得税の「寄附金控除（所得控除）」又は「認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）」のいずれかの控除を選択適用できます（所法 78②、措法 41 の 18 の 2①②）。



特定寄附金

特定寄附金とは、学校の入学に関してするものを除いた次の寄附金をいう（所法 78②）。

- ① 国又は地方公共団体に対するもの
- ② 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、所定の要件を満たすものと財務大臣が認めたもの
- ③ 所得税法別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、公益の増進に資すると政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連するもの

寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

【算式】

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

この控除の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、次のものが必要となります（所令 262①、所規 47 の 2③）。

- ① 確定申告書に記載した特定寄附金の明細書
- ② 次の事項を認定NPO法人等が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）
 - ・ 特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）
 - ・ その金額及び受領年月日

認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40%相当額（所得税額の 25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

【算式】

$$(\text{認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

(注) 認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定NPO法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定NPO法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

この控除の適用を受けるには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、次のものが必要になります（措法41の18の2③、措規19の10の4）。

①寄附金の税額控除額の計算明細書

②次の事項を認定NPO法人等が証した書類^㉞（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）

- ・ 特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）
- ・ その金額及び受領年月日

(注) 平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

<個人住民税>

認定NPO法人等に対する特定寄附金又は個人がNPO法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。

**【算式】**

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2 \text{ 千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

(注2) 条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- | | |
|--|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が指定した寄附金は4% ・ 市区町村が指定した寄附金は6% | 都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10% |
|--|----------------------------|

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要。）

このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません

この場合、所得税の控除は受けられません。

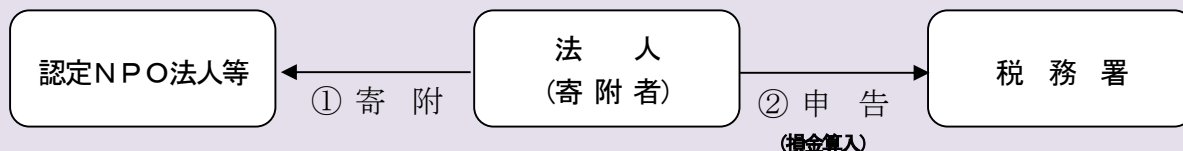
※ 条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要です（地方税法45の2⑤、317の2⑤）。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が認定NPO法人等へ寄附金をした場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法37④、措法66の11の2②）。



【算式】

認定NPO法人等に寄附をした場合の損金算入限度額

$$\boxed{\text{一般損金算入限度額}} + \boxed{\text{特別損金算入限度額}} = \boxed{\text{損金算入限度額}}$$

(一般寄附金) (特定公益増進法人及び
認定NPO法人に対する寄附金)

一般損金算入限度額（法人令73①）

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

【算式】

$$(\boxed{\text{資本金等の額}} \times 0.25\% + \boxed{\text{所得金額}} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

特別損金算入限度額（法人令77の2①）

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

【算式】

$$(\boxed{\text{資本金等の額}} \times 0.375\% + \boxed{\text{所得金額}} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

（注）事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

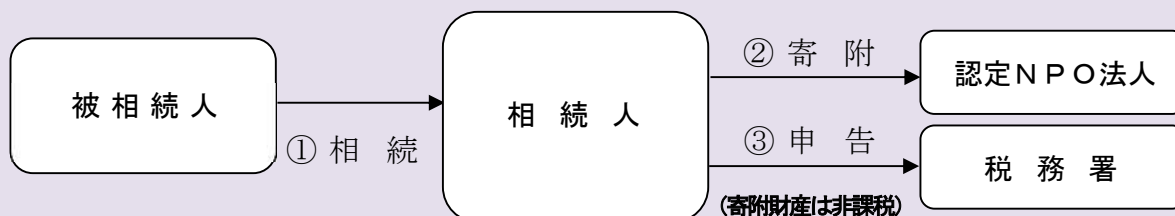
【証明書の保存等】

この適用を受けるには、次の手続等が必要になります（法人法37⑨、措規22の12）。

- ① 寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に寄附金額の記載及び明細書の添付
- ② 認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附金である旨をその認定NPO法人等が証する書類の保存

③ 相続人等が認定NPO法人へ相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません（措法70①②⑩）。

（寄附財産の非課税）

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

【証明書の添付等】

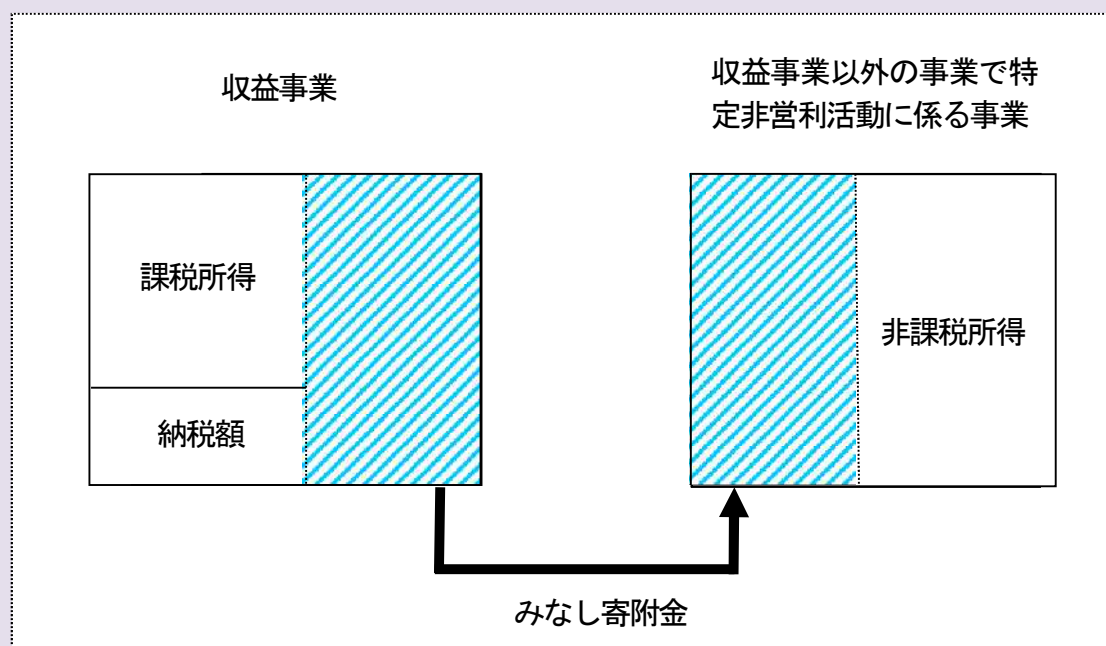
この適用を受けるためには、次の手続が必要になります（措法70⑤⑩、措規23の5）。

- ① 相続税の申告書にこの適用を受ける旨を記載
- ② 財産の寄附を受けた認定NPO法人が次の事項を記載した書類
 - ・ 特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
 - ・ 寄附を受けた年月日及びその財産の明細
 - ・ その財産の使用目的を記載した書類

④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定NPO法人には適用されません（法人法37⑤、法人令73①、法人規22の4、措法66の11の2①、措令39の23①）。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

（個人又は法人が認定NPO法人等へ寄附をした場合）

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定等の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定等を受けていないNPO法人に対する寄附金や認定等の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、6①～③(P33～36)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

（相続人等が認定NPO法人に相続財産等を寄附した場合）

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定NPO法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

7 確認書類の事例

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。なお、認定審査を行うに当たって、必要に応じて、これらの書類以外を確認させていただく場合があります。

確認書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット・会報誌・マスコミで紹介されている記事・事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含む。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例) ・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	不正行為等に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数・募集内容等)、支出先など)	事業活動に関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	事業活動に関する基準
		活動の対象に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

MEMO

問合せ先一覧

○相模原市内のみに事務所を置くNPO法人

相模原市 市民局 市民協働推進課

所在地：〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所第2別館4階
電話：042-769-8226（直通）／FAX：042-754-7990

○横浜市内のみに事務所を置くNPO法人

横浜市 行財政局 共創・ファシリティマネジメント推進室 共創推進課
（市民協働推進センター内 NPO受付カウンター）

所在地：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-4737／FAX：045-223-2032

ホームページアドレス：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/NPO/>

○川崎市内のみに事務所を置くNPO法人

川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課

所在地：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話：044-200-2341／FAX：044-200-3800

ホームページアドレス：<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0-0.html>

○藤沢市内のみに事務所を置くNPO法人

藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

所在地：〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 本庁舎7階

電話：0466-50-3516／FAX：0466-50-8407

ホームページアドレス：<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jiti-s2/index.html>

○上記4市（横浜市・川崎市・藤沢市・相模原市）以外の県内市町村に事務所を置くNPO法人、 4市を含めた県内の複数の市町村に事務所を置くNPO法人及び主たる事務所を県内に置き、 他の都道府県にも事務所を置くNPO法人

神奈川県 政策局 政策部 NPO協働推進課 横浜駐在事務所

所在地：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番2号 かながわ県民センター8階

電話：045-312-1121（代表）／FAX：045-312-1166

ホームページアドレス：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0223/>

○相模原市内法人の法人登記所

横浜地方法務局湘南支局

所在地：〒251-8523 藤沢市辻堂神台2丁目2番3号

電話：0466-35-4620

ホームページアドレス：<http://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/>

○税金についてのお問い合わせ先

法人税 相模原税務署 電話：代表 042-756-8211（自動音声でご案内します）

法人の県民税・事業税 相模原県税事務所 電話：042-745-1111（代）

法人市民税 相模原市役所市民税課 電話：042-754-1111（代）

○ 市民協働推進課 の 案内図



認定（特例認定）申請書を提出するときは、市役所市民協働推進課へ！
 「活動資金を集める方法は？」「活動するための情報はどこで集めるの？」
 活動について相談したいときは、さがみはら市民活動サポートセンターへ！

さがみはら市民活動サポートセンター

電話／FAX：042-755-5790

相模原市中央区富士見6丁目6番23号 けやき会館3階

開館日：水・木・土・日曜日 9：00～17：00

火・金曜日 9：00～21：00

休館日：毎週月曜日、年末年始（12/29～1/3）、

会館の定期点検・定期清掃日

特定非営利活動法人関係事務の案内【認定（特例認定）申請編】

令和7年8月

相模原市 市民局 市民協働推進課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042-769-8226 FAX：042-754-7990